なごや見守り情報（名古屋市消費生活センター）　令和８年９月 30 日

お得感を強調する広告に要注意！

スマホにはお得な商品の広告がたくさん現れます。「回数しばりなし」の格安商品を注文したら、実は定期購入の契約だったというトラブルが後を絶ちません。また、ネット通販では他にも返金時に詐欺的なトラブルに巻き込まれるケースがあります。

■【事例 1】スマホの広告を見て 980 円のダイエットサプリメントを申し込んだら、翌月に同じ商品３袋と2万円の請求書が届いた

スマホの広告で「1 回限り 980 円」のダイエットサプリメントを注文した。サプリメントが届き、コンビニで支払いも済ませた。しかし、翌月に同じ商品 3 袋と２万円の請求書が届き、定期購入になっていることに気がついた。２回目に届いた商品は送り返すので、お金は支払わなくてもいいか。

⇒通信販売にクーリング・オフはありません。返品の可否は販売業者が定める返品の条件に従うことになります。細かい文字までしっかり確認しましょう。ただし、誤認させる表示により申し込みをした場合は取り消せる可能性があります。勝手に商品を送り返さず、早急に販売業者に連絡しましょう。

■【事例 2】在庫切れのため返金すると言われ、指示されたとおりに〇〇ペイのアプリで手続きしたら相手に送金していた

探していた商品が他よりも安く販売されているサイトがあったので注文した。「本日中に振り込めば割引する」とあったので、急いで個人名義の口座に代金２万円を振り込んだ。翌日、「在庫切れのため、〇〇ペイで返金するので SNS にこのアカウントを友達登録して」とサイトからメールが届いたので、登録した。その後、SNS アプリの通話機能で話しながら、指示通りに〇〇ペイアプリを操作した。あとで確認したら、２万円を送金したことになっていた。

⇒「〇〇ペイで返金します」と言われたら、詐欺を疑いましょう。相手の指示には従わず、消費生活センターにご相談ください。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。消費生活相談は当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆
名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター　Tel.052-222-9671　月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン　局番なしの 188(いやや!)　年末年始を除く毎日　お近くの窓口につながります